

漁業経済学会 短 信

【第56回開会の案内】

---参加方法を事前申し込み制にしましたので、ご注意ください！---

事務局長：濱田 武士（東京海洋大学 03-5463-0566）

日程：2009年5月29日～5月31日

5月29日（金）：全国理事会

5月30日（土）：一般報告・総会

5月31日（日）：シンポジウム

開催場所：東京海洋大学（東京都港区港南4-5-7）

参加方法（注意！）：事前申し込み制とする。第114号（4月末までに発送予定）に、振り込み用紙を同封いたします。事前に、参加費、懇親会費を納入して頂く予定でございます。

大会参加費：2000円

懇親会費：4000円

一般報告の受付： タイトル受付締切日 3月末日 【注意！】
報告要旨受付締切日 4月末日

一般報告のタイトルおよび報告要旨は事務局（濱田武士）に提出してください。

FAXや郵送でも構いませんが、できる限りメールで送付してください。

送付先メールアドレス：bqx11300@kaiyodai.ac.jp

< シンポジウム・テーマの案内 >

「新規漁業政策の再検討」の趣旨説明

コーディネーター 加瀬和俊

（1）漁業政策はいかにあるべきかを論じる前提として、現実の漁業政策の性格付け・評価を共通認識にしておく必要がある。しかし近年、新たな採用された施策メニューが多く、そのそれぞれの性格や各施策の相互関係、背景としての政策理念の変化等については、共通の認識が得られているとは言えないように思われる。そこで、今回のシンポジウムはこの点について議論してみたい。

漁業政策の評価をめぐって論ずべきことは多い。まず各論的には、漁業経営に直結する個々の施策の内容に立ち入って、施策の建前と実態が整合的であるのかどうかについての批判的分析が必要とされよう。また総論的には、漁業にとって漁業政策はどの面でのどの程度に役立っているのか？ 漁業の抱えている問題のうちで、政策によって解決できるものは

どの部分なのか？ 政策の効果が期待される水準に達していない理由は、財政規模の不十分さによるのか、政策の方向性が漁業の抱えている問題に適合的でないのか？ といった論点が議論される必要がある。

漁業政策は今、大きな曲がり角にたっているように見える。財政支出額の構成比でいえば、漁港建設を中心とした従来型の性格はほとんど変化していないが、施策の内容面から見れば、漁業経営の改善に資することをめざす新しい手法が相次いで採用されていることが無視できない。

そこで今回のシンポジウムでは、漁業政策の中の重要な新規施策に注目し、それらの性格を個別的に分析することを通じて、こうした漁業政策の変容の意味を把握し、今後の方向性について考察することを課題とすることにした。ただし、論点の拡散を防ぐために、漁場利用制度をはじめとする制度的・規制的諸施策については、議論に必要な限りで言及するとどめ、検討の焦点は主として財政支出を手段として実施される施策類に限定することとした。

(2) 各施策の検討の重点は、以下の諸点に置かれる。

第一に、当該施策が採用されたのは何故なのか。すなわち、新規各施策が立案・採用された根拠を、従来の諸施策の不十分点の帰結として明らかにするとともに、それが施策として実現しえた背景事情についても併せて明確にすることである。

第二に、当該施策が現にあるその内容に定まったのは何故なのか。すなわち、新規施策の立案過程において漁業界の要望、水産庁の判断、財政当局の対応等を通じて、施策の内容が確定するに至ったプロセスにおいて、考慮された諸問題・諸事情を、財政原則を含む政策理念等を含めて明らかにし、現場からの政策要望が部分的にしか実現しなかった根拠について究明することである。

第三に、各施策の実施状況の把握を通じて、当該施策が漁業経営の改善に、どのような意味で、どの程度に役立っているのかを明らかにし、それは当初の政策意図とどのようにずれているのかについて評価することである。

第四に、各施策が水産庁から末端まで、要綱にそってスムーズに消化されていくとはいえず、県・市町村・業界団体・漁協系統等の奮闘如何によってその成果の度合いが異なっていること、したがって施策の実施状況と成果において地方ごと・漁協ごとの差が大きい実情を明らかにし、施策運用に関わる機構的問題点の所在について論じることである。

(3) 各報告の内容と相互の関連は、以下のようにより予定している。

まず、コーディネーターの問題提起においては、各報告の前提として、戦後の漁業政策の推移を跡付け、現在の局面を歴史的に位置づけた上で、新たな施策類が相次いで採用されて来た2005年前後以降の時期を対象として、全体としての新規施策類の意義と限界について、農業施策との対比や外国における諸施策類との比較を通じて検討がなされる。

第一報告（長尾氏・北海道漁業共済組合？専務）は「漁業経営安定対策」についてである。農業所得安定対策にならって構想されたこの施策は、立案過程においてその対象階層・規模を制約され、漁獲共済制度の減収の8割補填措置の1割上乘せ制度として発足することになり、その対象となり得る者は漁獲共済の加入者に限定され、結果的に全漁業者の1割前後に過ぎなくなった。施策の対象階層が「他産業並みの所得を得られる可能性を有する層」という下限規定と、「現在は他産業なみの所得を得ていない」という上限規定の間の階層に限定されたことによって、どのような漁業者がどの程度の利益を得て、その経営を改善でき、結果として各地の漁業生産構造がどのように改変されていく可能性があるのかの評価の重点とされよう。

第二報告（濱田武士・東京海洋大学）は燃油価格高騰対策についてである。2008年7月に決定された緊急燃油対策は、漁業者運動の圧力によって新しい施策が打ち出されたという点で画期的であった上に、他産業に先駆けて相当に大がかりな総合対策が提示され、実質的には価格補填制度といえる内容が含まれた点で注目される。そうした動きがどのような政治力学と予算措置を経て実現されたのかを整理するとともに、その後の燃油価格の反転急落の下でこの施策がどの程度の意味を持つものとなり、それが結果的に漁業経営のあり方にどのような影響を持ち得るのかについても検討されよう。

第三報告（廣吉勝治・北海道大学大学院）は魚価安定対策についてである。この分野の施策は、その拡充強化が漁業者から強く要望されながらも、政策効果の制約の大きさもあって、政策的には細々とした傍流的施策にとどまってきた。しかるに2008年7月に発表された燃油価格高騰対策の中でコスト上昇分の魚価への転嫁の促進策として魚価安定措置が取り上げられたこともあり、また水産物輸入に頭打ち傾向が明確化し、国産水産物の価格対策の可能性と必要性が高まったという認識も生じ、そのあり方について本格的に検討する必要性が自覚されてきた。本報告は、こうした状況に応じて現在の魚価対策の意義と限界について水産物市場の現状にそくして検討するものである。

第四報告（乾・水土舎）はいわゆる多面的機能対策についてである。この分野の施策は、2005年度から離島漁業再生交付金事業として実施されているが、農業の農地・水・環境支払制度と連動して、より広い地域を対象として2009年度から新たな環境支払制度が本格的に実施されようとしている。WTO交渉への対処の必要性もあって、農業政策を模倣して考案されたこの政策は、漁業者の側の戸惑いと財政当局による厳しい評価とに直面し、検討すべき多くの課題を提示することになった。本報告はこうした施策が非漁業者・副業的漁業者を含む漁村集落の中でどのように実施されたのかを明らかにしつつ、漁業のあり方に対して持つ効果について把握しようとするものである。

以上のように、新規施策の意義の解明を課題とする各報告を通じて、新たな展開をとげつつある漁業政策が各階層の漁業経営をどのような方向に誘導し、どのような経営構造への再編が意図され、あるいは現実化しているのかを明らかにすることが本シンポジウムの最終的な課題となる。

【会員報告1】

日本水産学会勉強会「水産業のこれからを考える」Ⅰ

— 一定置網漁業、養殖業への新規参入と漁業権 —

東京海洋大学 末永芳美

平成20年11月30日（日）13:00～17:20

於：東京大学農学部 農2号館、化Ⅰ講義室

本勉強会には約120名の参加のもと、後述3名の発表者の各40分の発表の後、東大大学院山川卓準教授の司会の下、各発表者への質問、フロアーとの質疑応答がなされる形で進められた。司会者から、日本経済調査協議会の高木委員会の委員、内閣府規制改革会議の専門委員等を務めた小松氏、本間氏、これら委員会の提言等に考察を加えてきた加瀬氏の意見を聴取し、水産学会として冷静な議論を行うべく勉強会を開催したものの趣旨説明がなされた。本記録は後日、水産学会誌に総合討論も含め印刷、公表される。

1 小松正之政策研究大学院大学教授の主張

今日の水産業は生産量や、漁業者数、漁家経営における漁業依存度がおちている。また、養殖業もその生産額が落ちている。その要因として、漁業権、定置漁業権の免許の優先順

位を漁協優先にしてきたこと、特に養殖業は、市場も拡大していることを見通せば、漁協では経営することは困難。そのためには、優先順位を漁業、生産組合、個人・法人問わず同等に扱うべきとした。また、漁協には今日経営が悪化し公的資金が投入されている以上は、監査を透明化し、外部の監査を受け入れる、漁協は漁業者のみでなく加工・流通・観光等の者にも門戸を開くべく水産業協同組合法を改正すべきとした。

2 本間正義東京大学大学院農学生命科学研究科教授の主張

高木委員会、規制改革会議で農業の改革を唱えてきたことから、漁業にも取り組んできたとし、農業は隔離されており、治外法権的な状況にあることが体質を弱めてきたが、漁業の隔離状況はそれ以上である、そのためには自由な活動、経営者の自由度を強める必要がある。また、漁協が漁業権の管理主体になっていることは、組合は参加脱退の自由な民間組織であるにもかかわらず、漁業権という公的管理を受け持つことはおかしい。現在の漁業には国民に安全で安心な魚介類を供給するという産業政策の視点がない。漁協は本来の漁業収入が減少し、漁業外収入が増す傾向がある。漁業、漁業権の改革の方向として、漁業権の免許の優先順位の廃止、漁業権免許の譲渡制度の創設、漁業権管理を漁協から第三者機関が行うようすべきである主張した。

3 加瀬和俊東京大学社会科学研究所教授の主張

これに対し、上記両氏の論点に欠けている4つの前提、8つの問題点、自営漁家の後継者、新規参入希望者への対処について主張を展開した。

まず議論の前提が、日本の漁業が衰退した原因を遠洋、沖合、沿岸、養殖を分けずに議論していること、漁業は農業と相違していることへの無理解、企業の参入希望に整合性が無い点、漁業権免許の実績審査の二重基準を指摘。

具体的には、問題点として優先順位を廃止して、何を基準に免許するのかを明確にしている点、漁船漁業と養殖の免許間の序列、効率性を基準に免許するとの物差し、産業優先というが漁村は生活の場である点、補償問題と漁業権との混同、歴史的背景と組合員資格の厳格化の問題等が言及されていないし、示されていない点を指摘。また、新規参入者については徐々に実績を積ませて準組合員から正組合員になれる制度等もあるなかで、何の実績も無い企業に敵対的進入をさせろという議論では関係者の納得は得られないと指摘した。

4 発表者への質問

司会者から次の8つの論点がしめされ、各発表者に質問がなされ、各発表者から主要発言以下の通り。

- ①現水産業協同組合法資格要件
- ②現行漁業権の優勢順位をどう改定するのか
- ③地元合意のない企業参入
- ④産業効率性と地域政策
- ⑤漁業管理、漁業調整、漁業環境保全との関係
- ⑥短期利潤追求企業、投機、貸借、資本等の参入可能性
- ⑦漁業権、水面（譲渡性）：私権？公共性？官有？
- ⑧漁協の機能と役割：経営健全性の確保

（小松）②について経験者優先は認めていいが、その後の優先順位は全て同等とすべき。

④既存の者と企業の両立するやり方をさぐる。

⑦国民共有の財産という捉え方が必要。民法の規定（無主物か）を変えろとは言っていない

い。漁業者が獲らせてもらおうという意識と、漁業者以外から口を出せるようにする必要。

⑧借金をなくすため、公共の金を入れている以上監査を透明化すべし。

(本間) 前提として、水産業は国民への食料安定供給の視点が弱い。産業としての経済活動であるなら、どれくらいの価値があるのかが問われる。生業というが、生活を守るといっても、経済活動として成り立たねば、結局やめざるを得ない。

②について、マニュアル化し、外形基準で透明性を高くすべき。

⑥企業が利潤追求型といえども、漁村を無視しての参入ありえない。むしろ、地元は企業をうまく使う発想をすべき。

(加瀬)

まず、規制改革会議の12月の答申に漁業権の譲渡はいるのか？優先順位について基準を示さず答申するなら無責任。

①漁業者はそれぞれ地先で生活成り立っている、それを外から来て生活を奪うべきでない。また、協同組合についてcooperativeとしての米国流の視点しか捉えておらず、associationの視点を無視している。⑧漁協の債務が増え、事業外収入が増えていると総論で言われるが、正鵠をえていない。漁業の収入はあくまで販売収入が主体で、そこが農協の信用事業収入が主体の点と相違、個々を見れば、漁協は信用事業を信漁連に譲渡し、信漁連からの手数料収入が事業外収入化した等の個々の理由があるにもかかわらず見ていない。事実を即し、よく見るべきだ。

5 フロアとの質疑応答

司会者からの漁業権の優先順位についての確認に対し、小松氏から実績優先ということについては自分もそう思うとした。なお、養殖漁場に空き漁場がある場合、現行では企業が子会社化し、または共同化して参入する等不透明な点があり、手数料だけをもらっている漁協もある等不透明な点を透明化すべしとした。

フロアからの意見次の点。

- ・沿岸漁業は生産性上がっておらず。特に西日本の漁協に崩壊の例。漁協一旦腐敗するととまらなくなる点を留意。
- ・土地、水、入会林野の公的管理といえども、社会的支持のないものはザル法になってしまう、建築基準法、農地法などのように。理論的に正しいと推し進めようとしても、法律として立てられるか、政治が通るか、当事者全漁連とも話が通じなければ、提言は受け入れられず進まない。産業効率化といっても、浜に人がいなくなれば、中心市街地調整法でそうなったように、浜が荒れてしまうことを理解すべき。
- ・司会者の論点のなかで、水産資源の管理とコストをどこが持つかの視点が抜け落ちている。
- ・小松・本間氏の2者の漁業権優先順位の見直し議論については、更地にマンションを建てるときならまだしも、宅地が既にある沿岸漁場について、突然マンションを建てさせるというようなもので、それは乱暴な議論。それでは誰も納得しない。
- ・水利権に関わった経験からして、歴史的尊重なくしてうまく行かない。新規参入使用者とする者はあるコストを支払っている。それが明確にならないグレーゾーンが出てきた場合(不特定容量と言っている)には、国がそれを負担している。それなくして、沖合が沿岸に突然参入すると言うのは土台無理。この議論は、内ゲバの議論に見える。
- ・議論の前提として客観的なものが示されていない。それでは議論にならない。
- ・現場に立ち入ると、漁協の問題点もあるが、漁協だけではなくて、市民・女性が問題解決のために戦ったところもある。漁協の問題の解決のため市民の協同の力も入れてはどうか。

- ・東京での議論だけでなく、地方の浜にも入って議論をしてほしい。
- ・水利権に事例を話した方のいうように、水産の内ゲバ的議論は建設的でない。今回の勉強会は「水産業のこれからを考える」であるにもかかわらず、かみ合っておらず、水産業を振興するための議論になっていない。漁業権は漁業法ができる前からの浜の漁業者の入会権を法律におとしたことを踏まえていない。水産の振興を考えるなら、貿易や流通も議論すべきで、規模の拡大で解決すると言うなら日本の林業家も広大な森林を持っているにもかかわらず、経営が成り立たない状況。入会権を減ぼそうとしたいのなら、入会林野で薪を採らなくなったら減んだように、利用がなくなったときだと想起し議論すべき。

【会員報告2】

日本水産学会勉強会「水産業のこれからを考える」Ⅱ —水産資源の管理と持続的利用—

東京海洋大学 末永芳美

平成20年12月6日(日) 13:00~17:20

於：東京大学農学部 農2号館、化I講義室

前回同様、東大山川卓準教授の司会で進行。

発表順に要約する。

1 勝川俊雄三重大学准教授

冒頭、PPT(パワーポイント)により今回の発表者を改革者(勝川)、保守(牧野)、抵抗勢力(岩崎)と規定し、論議を展開。日本は日本近海の資源激減、漁獲重量・金額激減だが、ノルウェーでは漁業は成長産業。その理由は科学者の勧告を遵守、漁獲枠を個別割当していることから、持続的に利益を伸ばしている。そのため若者にも参入希望が多い。この類はアイスランド、NZ、豪州等で、負け組は、日本、スペイン、フランス等いつまでも早どり競争をしている国とした。日本で、資源管理で成功しているのは、ハタハタなど小規模でその数も限られたもののみとした。

漁獲管理のシステムは社会的公益性のあるものであるもので、日本は社会的責任として早急にIQ、ITQに移行すべきとした。

2 岩崎寿男漁業経済学会会員

まず、理性的な分析が必要として、勝川氏の述べる日本近海の資源は枯渇しているとの指摘は水産庁等のデータから見て至当でないとして、議論の前提として誤りを認めるべきだとした。その上で、ABCの算出自体に資源量をどう見るかで大きく変わると言うことを日本のTAC事例を示しつつ提示。その上で、ノルウェーの漁業資源は獲れるものも獲り余すということは、資源の最適利用上適切とはいえない。資源に余裕があれば獲ることは理に適っているし、ノルウェーの資源でITQだから資源状態が良好と言えるものとそうでないものがある。ITQと資源回復が必ずしも結びついてはいないとした。

3 牧野光琢水産総合研究センター中央水産研究所研究員

直近までノルウェーに調査に行っていたとして、ノルウェーの漁業と諸外国の漁業、社会の構造分析を披露。漁業依存の高いアジア太平洋の諸国(含む日本)、漁業依存が低く魚を食料資源と考えない欧米諸国、漁業を戦略的輸出産物として効率性の高い漁業を育てている北欧等の国との間には、とるべき戦略に相違があるとし、その政策的選択は、経済

効率、地域社会、伝統文化、食料安保等の観点についての重点の置き方によって変わると説明。水研センターではこのための研究会をずっと継続してきて中間報告をHPに出しているの、見て欲しいとした。その国が、どこを政策の重点にするかが大事とした。

質疑応答

司会者が前回同様示した論点は次の通り。

- ①資源及び漁業の現状をどう見るか。(全体、個別)
- ②資源水準と総漁獲能力・経営規模のバランス
- ③ABC・TACに対する考え方
- ④資源の短期変動と評価・合意形成
- ⑤現在と将来の間の平衡・公正
- ⑥外国の事例IQ・ITQ
- ⑦漁業者組織による自主管理と国全体の管理
- ⑧遵守・管理コスト
- ⑨グランドデザインと価値観の選択

フロアから、勝川氏は日本は補助金漬けとの指摘だが、それは至当ではない、あるのは主として減船の際の補助金としたことに対し、同氏は前言を撤回。

また、岩崎・勝川氏間でニシンの資源状況の捉え方について応酬があったが、ノルウェーのニシンは回復したといえないとの意見に対し勝川氏は回復しているとグラフを示し、漁業者は意識的に獲り余し経営を有利に展開しているとし、利益を出していないと思うなら、岩崎氏はノルウェーの訪問もしないで議論するより、自分の目で見えてくるべきとし、それが無理なら同国の漁業者を呼んで話を聞いてみることであり、退出しなければならない所ありとし、討論は打ち切られた。

その後、水産資源管理の価値論等の議論が主としてなされ、ITQは管理手法の一つに過ぎないと言う意見や、水産庁のTAC有識者懇談会の意見を規制改革会議はどう尊重するのだと言う意見も出た。これには、同会議の専門委員である小松氏がフロアから、同会議と農水省の話とは別物であるので、それはあくまで参考意見にすればいいものとの見解を示した。IT・ITQに適した漁業として単一漁業主、隻数が少ない漁業等との意見が出されたが、フロアより、わが国のまき網は単なる漁獲競争をしているのではなく、限られたTACのなかで経営の成り立つように漁船どうしが我慢をしつつ創業をしているなどの意見が出された。結局、IQ・ITQの是非・適否にまで議論が深まることなく勉強会を終えた。

【出版物・報告書などの紹介文の募集】

出版物、各種調査事業などの報告書の紹介文章を募集します。タイトル、出版社および紹介文章(800字)を編集総務まで送付してください。

送付先：馬場 治

obaba@kaiyodai.ac.jp

東京海洋大学 〒108-8477 東京都港区港南4-5-7 TEL/FAX03-5463-0564

【会費納入のお願い】

2008年度までの年会費の納入を宜しくお願ひします。同封の払込取扱票にて納入していただきますようお願いいたします。なお、2008年度の年会費をすでに納入されている方には払込取扱票を同封していませんのでご了承ください。ご不明な点がございましたら会

計担当までご連絡ください。（婁小波 TEL:03-5463-0572 E-mail:lou@kaiyodai.ac.jp）

◎編集者のぼやき

①とうとう金融バブルがはじけた。連鎖した。世界同時株安。投資機関と自負する某協同金融機関も多額の含み損が発生しているようだ。金融派生商品が沢山出てきて、新たな市場がどんどんと創出された。確かに誰かは潤った。しかし、はじけた。みんなは呆れている。

②前川レポート以後の規制改革により、構造調整（破壊）が図られてきた日本経済。それから“改革”という用語が飛び交った。そして、弱い者は強い者へ服従しろ、嫌なら強くなれ、強くなれないなら野垂れ死ね、という経済思想がむき出しになってきた。最近になって、漸く疑問の声が強くなった。あらゆるセクターから負け組が放出されて、世の中に行き場を失った失業者が溢れてきたからだ。想像力に乏しい“経済学者”に舵取りを任すと大変なことになることがよく分かった。

③漁業法、水協法が漁業者の既得権益を温存している、だから水産業は活性化しないという議論がある。どのような分析結果からそのような文脈が出てきたのか、さっぱり分からないが、その処方箋はITQらしい。新たな取引市場を創出するITQこそ絶対らしい。漁業を営む者は、資源学者の言うことを聞いて、ITQ制度に従えば、幸福になれるという。IQの説明のためにいよいよ「木こり」も出てきた。

④外材で席卷された日本の木材市場は日本林業を崩壊に追い込み、林業政策は森林政策と名を変えた。中山間地域に人がいなくなり、「木こり」がいなくなった山林は、その面積は増加したが、間伐、枝打ちなどの手入れが入らず、荒廃している。山林の所有者は地元にはいないことが多いそうだ。山林の立木が経済林としての命を失いかけている。林野は増えても資源は減っている。人のいない山林の環境は保全されているのだろうか。

⑤資源はそこに暮らしがあるからこそ、環境としての使用価値が保たれ、経済としての交換価値が発生する。ITQ制度は資源の所有者を漁村に滞留させることを保証しない。人と資源、地域そして環境との関係をITQ教の教祖様はどう考えているのか、知りたいものだ。

◎編集後記

日本水産学会が主催した「水産業のこれからを考える」は議論が白熱したようである。しかし、内実は「これからを考えていない」議論、不毛な議論だったようである。

ばっさり切り落とすような言動は数年前まではメディア受けしていたが、今は、中味のない爆弾発言に関しては世の中は飽き飽きしている。門外漢の学者が誰かに乗せられて軽のりでしゃしゃり出るのを見ていると虚しくなる。「用がなくなったら使い捨て」ということも想定されからだ。我が方の学会としては、冷静に見届けるだけしかない。

的確なレポート有り難うございました。末永会員にお礼申し上げます。

学会短信

No. 113

2008. 12. 23

漁業経済学会事務局（総務：濱田武士）

〒108-8477 東京都港区港南4-5-7

東京海洋大学内

TEL & FAX 03-5463-0566

e-mail bqxl1300@kaiyodai.ac.jp